

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業管理規程第 1 号

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業会計規程（昭和 45 年瀬戸市水道事業管理規程第 1 号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納金の取扱い)</p> <p>第 12 条の 2 <省略></p> <p>2 から 4 まで <省略></p> <p>5 水道課長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び公金払込高通知書の送付を受けたときは、領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の本店に当該送付を受けた日の 3 営業日後までに払い込まなければならない。ただし、前条の規定による自動振込の方法による収入については、振替受払通知票を添えて、当該振り替えられた日の 3 営業日後までに総括出納取扱金融機関の本店に払い込まなければならない。</p> <p>6 <省略></p> <p>(交換)</p> <p>第 44 条 主務課長は、固定資産を交換しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときは水道課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>	<p>(収納金の取扱い)</p> <p>第 12 条の 2 <省略></p> <p>2 から 4 まで <省略></p> <p>5 水道課長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び公金払込高通知書の送付を受けたときは、領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の瀬戸支店に当該送付を受けた日の 3 営業日後までに払い込まなければならない。ただし、前条の規定による自動振込の方法による収入については、振替受払通知票を添えて、当該振り替えられた日の 3 営業日後までに総括出納取扱金融機関の瀬戸支店に払い込まなければならない。</p> <p>6 <省略></p> <p>(交換)</p> <p>第 44 条 主務課長は、固定資産を交換しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときは水道課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>

(4) 交換差金があるときは、その額並びに納付 又は <u>支払</u> の方法及び時期 (5)及び(6) <省略> 2 <省略>	(4) 交換差金があるときは、その額並びに納付 又は <u>支払い</u> の方法及び時期 (5)及び(6) <省略> 2 <省略>
--	---

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。